

第9回 無事故 100日強化運動

事故撲滅宣言!!

実施期間：2018.04.02～07.10

重大事故に繋がる次の3大事故を撲滅します！

- ① 追突事故は絶対に起こしません！
- ② 車線変更時の事故は絶対に起こしません！
- ③ 後退時の事故は絶対に起こしません！

重点方針

事故事例に学び、ルール・マナーを向上させ “ 安全・品質で地域 No.1 となろう ”

活動方針

重大事故に繋がる追突事故を筆頭に、車線変更時の事故、後退事故の撲滅、を最大目標とし、作業時における転落、転倒等の労災事故の防止、貨物事故、苦情、クレーム、「その注意・・・」事案等を起こさせない管理・指導教育を徹底し、業務品質と全社員の品格の向上に全グループ一丸となって取り組むものとします。

重点項目

(1) 交通事故の撲滅

- ①特に、追突事故、車線変更時の事故、後退事故の注意喚起
および周知徹底
- ②職場における一声運動の推進
- ③職場安全会議等における留意事項の徹底

(2) 労災事故の撲滅

- ①職場安全ミーティングによる留意事項の徹底
- ②ヘルメット、安全靴等の装備品の着用
- ③リフト等運転時における周囲確認の徹底

(3) 貨物事故の撲滅

- ①リフト作業時等における商品保護意識の徹底
- ②誤出荷、誤配、延着クレームの防止
- ③正しい積付け、固縛による安全な輸送の確保

(4) 苦情、クレームの撲滅

- ①運転マナー、作業マナー、接遇マナーの向上による問題事案抑止の徹底
- ②「その注意ありがとう」の苦情やクレーム通報ゼロの徹底

※(1)～(4)は、他の事故事例から学ぶ。を一つのテーマとする事

(5) 管理、指導体制の徹底

- ①運転者に対する業務指示、指導、教育の徹底とその記録の保存
- ②運転者の健康状態、飲酒の有無把握の徹底
- ③荷役作業時における作業内容、作業手順の周知と安全装備着用の徹底

※管理とは何(事)もない時、顔見た時に、一声、助言のアドバイス
をテーマとする事

実施方法

全店所全員が無事故達成を競う

事故再発防止対策の記録の提出

交通事故、労災事故、商品事故、クレーム事故（「その注意ありがとうございます」制度を含む）の内、事故惹起者の属性、損害金額の多寡、怪我の有無、当社の信用失墜程度等を勘案し、運動期間中においては、臨時の安全改善対策(施策)等を実施し、別記様式により一週間以内に、理事長宛に再発防止対策を書面にて提出すること。

報 奨

期間中、効果的な施策を推進し成果のあった店所に対して報奨を行う。

(1) 運動期間終了後に選考委員会を設置して決定する。

なお、事故件数、事故損害額等は人員数割評価にて取扱い、
基本的な報奨選考基準は以下の通りとする。

- ①期間中は無事故及びノークレーム、ノーカークレームであること
- ②期間中の活動報告状況とその内容
 - ・期間中に重大事故等が発生した場合や事故件数、事故損害額等の発生状況によっては、グループ全体の連帯責任とする場合がある。
 - ・期間中に事故が無くても無事故・無災害の為の活動報告が提出されない場合は報奨に該当しない事とする。

(2) 報奨の種類 団体報奨・・・・

最優秀店所賞、優良店所賞、敢闘店所賞

2018 魚津海陸物流グループ